



保育士修学資金貸付制度のご案内

保育士修学資金貸付制度とは…

保育士として就職することを目指す学生に対し、修学資金を貸し付けることにより、資格の取得と就職の支援を行うことを目的としています。

対象者 : 次の要件のいずれも満たしている方となります。

- ①指定保育士養成施設を卒業後、**千葉市内の保育所等**で保育士として**週30時間以上、5年間以上**引き続き働く意思がある方。
- ②他の自治体などから同種の修学資金を借り受けていない方。

貸付額

月額**5万円**以内（総額120万円以内）。また、本人の希望により次の加算をすることができます。

- ①入学準備金：**30万円**以内
 - ②就職準備金：**20万円**以内
 - ③生活費加算：生活扶助基準の居宅（第1類）の該当区分額以内（生活保護受給等世帯の方に限る）
- ※貸付期間：養成施設に在籍する期間内 利子：無利子 連帯保証人：1名以上必要

※貸付合計額は最大 **170** 万円、要件を満たせば **全額免除！！**



- ①養成施設を卒業後、**1年以内**に保育士登録を行い、
 - ②**千葉市内**の保育所等で**5年間引き続き**保育士として働いた場合
- ※要件を満たさない場合は、返還対象となります。

申込方法 : 養成施設を通じて千葉市社会福祉協議会までお申込みください。

◆お問い合わせ先

千葉市社会福祉協議会 社会福祉課 （保育士修学資金等貸付担当）

〒260-0844 千葉市中央区千葉寺町1208-2

千葉市ハーモニープラザ3階

TEL043-209-8868 / FAX043-312-2442 Eメール hoiku@chiba-shakyo.jp

千葉市社会福祉協議会ホームページ <https://chiba-shakyo.jp/>